

# 障害福祉サービス（児）

# 手続きの流れ

## ①申請書を出す



所要時間  
10~15分

もちもの  
・障害者手帳 ※手帳をお持ちでない方は医師の意見書  
・マイナンバーカード（保護者と利用希望のお子さん分）

障害福祉サービスを受けるための申請書を、地域福祉課に提出します。  
申請書は地域福祉課の窓口、ウェブサイトにあります。

## ②聞き取り調査を受ける



所要時間  
10~15分

放課後等デイサービスをご希望の方は、市の聞き取り担当者が、お子さんの普段の様子をお伺いします。

## ③利用する相談支援事業所を決める

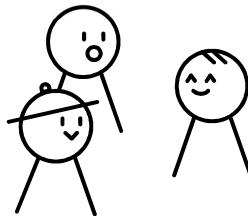


もしもし?  
こういうサービスを  
使いたいのですが…

これからどのようなサービスを利用していくか、計画を立ててもらう相談支援事業所を決めます。  
まずは相談支援事業所に電話してください。※①②と③は、順番が前後する場合があります。

## ④相談支援事業所で面談を受ける

面談後、相談支援事業所が計画案を立てます。



市役所と相談支援事業所のやりとり

相談支援事業所



計画案の作成



地域福祉課



計画案の確認



地域福祉課



受給者証発行

相談支援事業所が作成した計画案の内容を、地域福祉課が確認します。  
地域福祉課が「障害福祉サービス受給者証」を発行します。



## ⑤福祉サービスの受給者証を受け取る



障害福祉サービスを使う準備ができました。

## ⑥福祉サービスの利用開始

# 河西市の障害児相談支援事業所（参考）

## あかり



鷺津 3538  
ガーデンハイム 1 階A号



053-575-0500

特定非営利活動法人  
クローバー

## アールワイ



鷺津 5273



053-571-5809

株式会社 R.Y

## おうちに暮らす サポート相談所



鷺津 3387



080-3658-1137

おうちに kaigo 企業組合

## Q&A よくある質問

### Q1 事業所と相談支援事業所は、何が違いますか？

事業所とは、サービスを提供するところです。事業所により提供しているサービスが異なるため、利用したいサービスを提供している事業所を選びます。

相談支援事業所とは、これからどのようなサービスを利用していくか計画（プラン）を立てるところです。

事業所と相談支援事業所を、それぞれ決めていただく必要があります。

### Q2 市外の事業所でも利用することはできますか？

市内の事業所に限らず、市外（県外）にある事業所でも利用できます。

### Q3 複数の事業所を利用することはできますか？

支給日数の範囲内であれば、複数の事業所を利用することができます。

### Q4 事業所が合わなかつたら、事業所を変更することはできますか？

事業所、相談支援事業所ともに、変更が可能です。変更の際は、お手続きが必要です。

### Q5 障害者手帳を持っていないと、サービスは利用できませんか？

医師の意見書・診断書等により療育が必要と認められるお子さんであれば、障害者手帳が無くても利用できます。意見書の様式は、地域福祉課にありますので、お問い合わせください。

### Q6 サービス利用開始まで、どのくらい時間がかかりますか？

申請されてからサービス利用開始まで、1ヶ月程度かかります。

### Q7 サービス利用には、どのくらい費用がかかりますか？

別紙利用者負担額一覧表をご覧ください。